

## 桂川町創業資金融資利子補給金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、創業に要する経費として必要な資金の融資を受け、町内で事業を行う者に対し、予算の範囲内で、当該融資に係る利子の支払に要する経費の一部において補助金の交付を行い、町における新たな創業及び雇用の創出を図り、創業時の負担の軽減と経営の安定化を図ることを目的とする。

### (桂川町補助金等交付規則との関係)

第2条 利子補給金の交付については、桂川町補助金等の交付に関する規則（昭和63年桂川町規則第2号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付対象融資)

第3条 利子補給金の交付の対象となる融資（以下「交付対象融資」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

(1)福岡県中小企業振興資金融資制度要綱（平成31年4月1日施行）第6条第3号に規定する新規創業資金

(2)株式会社日本政策金融公庫が実施する創業支援に係る融資  
(補助対象者)

第4条 利子補給金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、町内において創業を行う者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1)町内に事業所を有し、又は有することが確実であると認められる者

(2)納付期限の到来した町税を完納している者

(3)桂川町創業支援等事業計画に記載されている創業支援を受け、当該創業支援を受けたことを証する書類を受領している者

(4)事業を開始する前に交付対象融資を受ける者又は事業を開始した日から1年以内に交付対象融資を受ける者

(5)桂川町暴力団排除条例（平成22年桂川町条例第7号）第2条第1項第1号及び第2号に規定する暴力団関係団体、暴力団員及び暴力団関係者でない者。ただし、暴力団員であった者で暴力団員でなくなった日から5年を経過した者については、この限りでない

### (交付の制限)

第5条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、利子補給金を交付しない。

(1)この要綱に基づく利子補給金の交付を過去に受けた者（ただし、継続して申請する者は除く）

(2)前号に掲げるもののほか、町長が交付することが適当でないと認めた者

### (利子補給対象期間)

第6条 利子補給対象期間は、交付対象融資に係る約定利子を支払った最初の日の属する月から起算して36箇月以内とする。

### (利子補給金額)

第7条 利子補給金の交付の対象となる利子は、利子補給対象期間に補助対象者が現に支払った利子（延滞利子を除く。）の合計額の2分の1以内とし、算出した額に100円未満の端数があるときは、

その端数を切り捨てた額を予算の範囲内で交付する。ただし、交付額は当該年度、1事業者1回につき上限50,000円とする。

(利子補給金の交付申請)

第8条 利子補給金の交付を受けようとする補助対象者は、創業資金融資の約定利子を支払った最初の日の属する月から起算して14箇月後までに、以降は26箇月後、38箇月後までに次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。ただし、2回目以降の申請で前回の申請から変更がない場合は、第4号以降に規定する書類を省略することができる。

- (1) 桂川町創業資金融資利子補給金交付申請書(様式第1号)
- (2) 個人情報の取扱いに関する同意書兼宣誓書(別紙1)
- (3) 利子を支払ったことを証する書類の写し
- (4) 個人事業の開廃業等届出書又は法人の登記事項証明書の写し
- (5) 当該融資の償還表の写し
- (6) 金融機関に提出した事業計画書等の写し
- (7) 第4条第3号に掲げる要件を満たしていることを証する書類
- (8) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めた書類

(利子補給金の交付決定及び通知)

第9条 町長は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、交付を決定したとき、又は交付しないことを決定したときは、桂川町創業資金融資利子補給金交付・不交付決定通知書(様式第2号)により、申請者に通知するものとする。

(変更の届出)

第10条 補助対象者は、利子補給対象期間中に、次の各号のいずれかに該当するときは、桂川町創業資金融資利子補給金申請内容変更届出書(様式第3号)により町長に届け出なければならない。

- (1) 住所又は氏名(法人にあっては、所在地、名称又は代表者名)の変更があったとき。
- (2) 創業融資の融資条件に変更があったとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めたとき。

(利子補給金の請求)

第11条 前条による利子補給金交付決定通知を受けた者は、速やかに桂川町創業資金融資利子補給金交付請求書(様式第4号)を町長に提出しなければならない。

(利子補給金の交付)

第12条 町長は、前条による利子補給金交付請求書に基づき、支払請求を受けたときは、速やかに利子補給金を交付するものとする。

(利子補給金の交付決定の取消し等)

第13条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、利子補給金の交付の決定を取り消すことができる。この場合において、既に交付した利子補給金があるときは、その全部又は一部に相当する額を期限を定めて返還させることができる。

- (1) 詐欺その他不正の行為により利子補給金の交付の決定を受け、又は利子補給金の交付を受けたとき。
- (2) この要綱に反したとき。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、町長が認めたとき。

(補則)

第14条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成31年4月1日から適用する。